



第6回 豊橋に残る家康と忠次の古文書

今回はこのあたり



豊橋市内の徳川家康ゆかりの地を、2か月に1回の連載で学芸員が紹介します。



問合せ 文化財センター (☎56・6060)

今回は家康と酒井忠次に関する市内の古文書について紹介します。

まずその前に、永禄3年(1562)年までの家康の軌跡を振り返ってみましょう。家康は、永禄3年の桶狭間の戦いの後に自立し、同5年から東三河へ積極的に攻め入りました。しかしながら、同6年の秋に発生した三河一向一揆は、家臣団を分断した一大事件となり、彼を大いに苦しめました。これを同7年春に治め、再び東三河に進出し吉田城を攻めました。今川氏の吉田城代であった大原(小原)肥前守は籠城しましたが、同8年に城を家康へ明け渡しました。この時に、酒井忠次が入城し、東三河の支配を進めました。家康が関東に行くまでの25年にわたり、酒井忠次と家次の親子が吉田城を拠点に東三河を統治しました。さて、家康と忠次に関する古文書について、現在の豊橋市域に関するもの

『豊橋市史』第五巻に17点収録されており、大半は寺院や神社に伝わるもので、禁制や安堵状、定書という古文書です。このうち4点は東観音寺(小松原町)、2点は普門寺(雲谷町)に伝来しています。

それぞれの古文書の概要について説明すると、禁制は寺院や神社などに対して保護と統制のために決まり事や禁止事項などを通知するための文書、安堵状はさまざまな権利や土地の支配などについて承認する文書で、禁制や安堵状の多くはそれらの保護や権利を求める者からの依頼に応じて出されました。一方で、定書は法令や規則を定や定書と題してまとめられたものであり、領主などが管理の対象に出した文書です。17点の文書の様式をみると、禁制と安堵状は、武将などがサイン(署名や花押)をした判物という文書で、定書は印判(印章)を押した印判状というものです。

禁制や安堵状の多くは、家康による吉田城攻めから三河統一の永禄7(1566)年頃に発行されました。また、定書は天正17年の家康による5か国総検地のあと、郷村あてに納税の基準などを示した七か条定書といわれるものです。

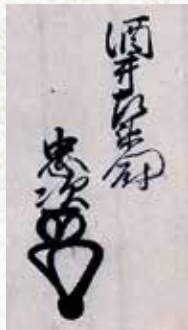
例として東観音寺と普門寺の古文書を紹介します。東観音寺には、吉田城攻めが始まった頃の永禄7年4月に、戦乱による軍勢の乱暴などを防ぐ目的の禁制、渥美半島での争乱が落ち着いたと思

われる翌年4月に寺領や末寺についての安堵状によって、同年7月に吉田城近くにあった末寺の吉祥院(廃寺)に関する権利を保障しました。その後、天正17年11月に家康による承認の印判が押された定書が発行されました。また、普門寺は永禄12年に市内の桐岡院の所領などが家康によって安堵され、天正13年6月に忠次が同じ

寺内の船形寺の山境などの決まりを改めて保障した古文書が伝来しています。東観音寺や普門寺などの寺社は、今川氏が支配した頃からの権利を保障するよう求めたようで、家康と忠次はそれに応じ権利を保障しました。地域に影響力を持つ寺社の権利を保障することは、統治するうえで非常に重要なことでした。



徳川家康印判 (東観音寺文書、福德)



酒井忠次花押 (東観音寺文書)



徳川家康花押 (普門寺文書)